

改 正 後	現 行
第 3 事業の内容 1 ～ 4 [略] 5 <u>農業委員会サポートシステム改修事業</u> <u>農地法施行規則の改正（農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則及び農地法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 42 号）における同規則の改正をいう。以下同じ。）による同規則第 101 条に規定する農地台帳の記録事項の追加や、円滑な[*]地域計画の目標地図の素案作成に向けた地図情報の更新等を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの改修等に必要な経費について、別記 5 により補助します。</u> 第 4 事業の仕組み 1 ～ 4 [略] 5 <u>農業委員会サポートシステム改修事業</u> <u>（１）第 3 の 5 の事業は、次により実施します。</u> <u>（２）第 1 の趣旨を踏まえ、（１）の事業に必要な経費について、全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。</u> <u>（３）全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。</u> 第 5 事業実施主体 1 ～ 4 [略] 5 <u>農業委員会サポートシステム改修事業</u> <u>本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。</u>	第 3 事業の内容 1 ～ 4 [略] [新設] 第 4 事業の仕組み 1 ～ 4 [略] [新設] 第 5 事業実施主体 1 ～ 4 [略] [新設]

第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

〔略〕

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 〔略〕

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 〔略〕

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3)～(5) 〔略〕

2 〔略〕

第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

〔略〕

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2・3 〔略〕

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

(1) 〔略〕

(2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(3)～(5) 〔略〕

2 〔略〕

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（以下「推進交付要綱」といいます。）第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4)～(6) [略]

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) [略]

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1)・(2) [略]

(3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画（別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。）を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（以下「推進交付要綱」といいます。）第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4)～(6) [略]

(7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(8)・(9) [略]

(10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(11)・(12) [略]

2 [略]

第11 農業委員会サポートシステム改修事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の5の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（別紙様式第13号。以下「システム改修事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第15の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。

(2) 経営局長は、(1)のただし書きにより提出されたシステム改修事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

(3) システム改修事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に変更後のシステム改修事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

全国農業委員会ネットワーク機構の長は、1の事業が完了したときは、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書（別紙様式第13号。以下「システム改修事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第12 [略]

(11)・(12) [略]

2 [略]

[新設]

第11 [略]

第13 補助金等の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書若しくはシステム改修事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2～4 [略]

第14 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業、機構集積支援事業及び農業委員会サポートシステム改修事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、システム改修事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書、システム改修事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の（1）による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から5までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間（第3の3の事業に関連するものは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第12 補助金等の返還

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム管理事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。

2～4 [略]

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の（1）による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間（第3の3の事業に関連するものは10年間）保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第15 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1から5までの事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第14号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

第16 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22 経営第7133 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28 農振第2275 号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12 構15改B第38 号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第17～第19 [略]

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県等」といいます。）は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となつてから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式第13号）を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の（5）のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしますが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2・3 [略]

第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、地^{*}域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22 経営第7133 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28 農振第2275 号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12 構15改B第38 号農林水産事務次官依命通知）に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第16～第18 [略]

(別表 2)

1～6	[略]	[略]	[略]
7	農業委員会サポートシステム改修事業		
	報酬・謝金	第3の5の事業を実施するために必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対して支払う報酬又は謝金	定額
	旅費	第3の5の事業を実施するために必要な資料の収集、会議への出席等をした職員及び専門家に対して支払う旅費	定額
	システム改修費	第3の5の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料等	定額
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費	定額

別紙様式第 13 号

番 号

年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団 体 名)

(代表者名)

令和〇年度農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認（変更）申請について

(別表 2)

1 ～ 6	[略]	[略]	[略]
[新設]			
[新設]	[新設]		[新設]
[新設]	[新設]		[新設]
[新設]	[新設]		[新設]
[新設]	[新設]		[新設]

[新設]

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 11 の 1 の（１）に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認（変更）を申請します。 （注）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 11 の 1 の（１）に基づき、別添のとおり農業委員会サポートシステム改修事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 11 の 2 に基づき、農業委員会サポートシステム改修事業完了報告書を提出します」としてください。					
（別添） 令和〇年度農業委員会サポートシステム改修事業実施計画（完了報告書） 1 農業委員会サポートシステムの改修等の概要 2 農業委員会サポートシステムの改修等の実施計画（完了報告） <table><tr><td>時 期</td><td>事 項</td></tr><tr><td>〇月</td><td></td></tr></table> ※ 事項には、システム改修等の工程を簡潔に記載すること。	時 期	事 項	〇月		[新設]
時 期	事 項				
〇月					

3 事業費内訳 <table><tr><td>総事業費（円）</td><td></td><td rowspan="2">経費内訳</td></tr><tr><td></td><td>補助金額（円）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	総事業費（円）		経費内訳		補助金額（円）				
総事業費（円）		経費内訳							
	補助金額（円）								
別紙様式第 14 号 番 号 年 月 日 〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長 令和〇〇年度交付決定前着手届 〇〇都道府県知事 (団 体 名) 氏 名 (代表者氏名) 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依 命通知）<u>第 15 の 1</u> のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。 [略]	別紙様式第 13 号 番 号 年 月 日 〇〇地方農政局長 農林水産省経営局長 宛 内閣府沖縄総合事務局長 令和〇〇年度交付決定前着手届 〇〇都道府県知事 (団 体 名) 氏 名 (代表者氏名) 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依 命通知）<u>第 14 の 1</u> のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。 [略]								

(別記 5) 農業委員会サポートシステム改修事業 第1 目的 食料安全保障への関心の高まりを踏まえ、農地取得者の国籍等の把握や農地台帳への記録を行う農地法施行規則の改正等が行われたことから、農業委員会がこれらの事務を適切かつ効率的に行えるようにする必要があることや、各地域で進められている地域計画の策定に向けた現況地図や目標地図の素案作成を円滑に遂行できるようにする必要があることから、次の事業に必要な経費を支援します。 第2 事業の内容 農業委員会サポートシステムについて次の改修等に必要な経費を支援します。 なお、1 及び2 の改修等については、全国農業委員会ネットワーク機構が改修等を実施する事業者（以下「システム改修事業者」といいます。）を公募の上選定することとします。また、システム改修事業者との契約に当たっては、確実に改修等を実施できるシステム改修事業者を選定し、公募随意契約により契約することとします。 1 農地法施行規則の改正により新たに農地台帳への記載が必要となった農地所有者の国籍等の項目追加及び関連する機能の改修 2 農林水産省地理管理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の地図マスターデータによる、地図情報の更新 3 その他本事業を実施するために必要な取組 第3 事業実施における留意事項 1 全国農業委員会ネットワーク機構は、交付決定後速やかに改修等に係る仕様書を作成し農林水産省と協議を行うものとします。 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会サポートシステムの改修等の実施に当たり、事前にプロジェクト実施計画書、WBS（Work Breakdown Structure）、設計書等を農林水産省に提出の上、協議を行うものとします。 3 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について、	[新設]
---	-------------

別記5様式により翌月10日までに経営局長に報告してください。

4 全国農業委員会ネットワーク機構は、3で報告した取組状況が1月以上遅延する場合は、速やかに農林水産省に連絡し、対応方針等を協議するものとします。

5 全国農業委員会ネットワーク機構は、改修等の過程で行う各テストで想定する結果が出力されないなど、インシデントが発生し、かつ対応策を速やかに策定できない場合、当該インシデントの深刻化を未然に防ぐ観点から、速やかに農林水産省へ連絡するとともに、システム技術についての専門的な知見を有する者（全国農業委員会ネットワーク機構の職員及びシステム改修事業者を除く。）に解決策を求めるものとします。

6 全国農業委員会ネットワーク機構は、システム改修事業者からの成果物の受入試験を実施する際は、あらかじめ定められた要件を満たしているかを確認し、要件を満たしていないと判断した場合は、システム改修事業者の責において必要な改修を行うものとします。

第4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の7に掲げる内容とします。

第5 事業の透明性の確保

全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

第6 個人情報の安全管理について

全国農業委員会ネットワーク機構は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

別記 5 様式 番 号 年 月 日 農林水産省経営局長 宛 (団体名) (代表者名) 農業委員会サポートシステム改修事業に係る取組状況報告書 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号）別記 5 の第 3 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記 1 本事業のスケジュールと進捗状況 2 課題とその対応状況 3 リスクの管理状況	[新設]
--	-------------

附 則（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 経営第 1718 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。